

## 永久不滅ポイント運用サービス規約一部改定のお知らせ

永久不滅ポイント規約の改定に伴い、2017年11月26日をもって、永久不滅ポイント運用サービス規約（Netアンサー会員用）を改定し、アットユーネット会員用の永久不滅ポイント運用サービス規約と同じ内容に統一いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

### ■ 永久不滅ポイント運用サービス規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条（利用者）</p> <p>1 本プログラムの利用者は、当社発行のセゾンカード（法人カード、コーポレートカードを除きます）のうち、「<u>セゾンカード 永久不滅ポイント規約</u>」（以下「ポイント規約」といいます）に基づき永久不滅ポイント（以下「ポイント」といいます）が付与されるポイントプログラム（以下「ポイントプログラム」といいます）の対象カード（それらのカードを総称して以下単に「カード」といいます）を有効に保有されている会員（本会員に限ります。以下「カード会員」といいます）のうち、当社が提供するインターネットサービス「セゾン Net アンサー」（以下「ネットサービス」といいます）の有効な会員（以下「ネット会員」といいます）の方ご本人に限ります。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2条（利用者）</p> <p>1 本プログラムの利用者は、当社発行のセゾンカード又は <u>UC カード</u>（法人カード、コーポレートカードを除きます）のうち、「永久不滅ポイント規約」（以下「ポイント規約」といいます）に基づき永久不滅ポイント（以下「ポイント」といいます）が付与されるポイントプログラム（以下「ポイントプログラム」といいます）の対象カード（それらのカードを総称して以下単に「カード」といいます）を有効に保有されている会員（<u>セゾンカードについては本会員、UC カードについては本人会員</u>に限ります。以下「カード会員」といいます）のうち、当社が提供するインターネットサービス（<u>セゾンカードについては「セゾン Net アンサー」、UC カードについては「アットユーネット」</u>で、以下「ネットサービス」といいます）の有効な会員（以下「ネット会員」といいます）の方ご本人に限ります。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第14条（準拠法・裁判管轄）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本規約に関する利用者と当社との間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第14条（準拠法・裁判管轄）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本規約に関する利用者と当社との間の訴訟については、<u>利用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所</u>を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

【下線部は改定部分を示します。】